

公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会
理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会（以下「本協議会」という。）の定款第15条第5項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とする。

(会長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
副会長① 会長に事故あるとき又は欠けたとき
副会長② 副会長①に事故あるとき又は欠けたとき
 - (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 2 代表理事たる副会長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を執行する。

(理事・事務局長)

第7条 理事・事務局長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局に常勤し、会長が定める担当業務を執行する。

(2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える管区で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

2 副会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長の職務を執行する。

(その他の理事)

第8条 その他の理事の職務権限は次のとおりとする。

(1) 会長が定めた地区の業務を分掌し、執行する。

(2) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が決定した順序によって、常勤者の後任決定するまで、その職務を代行する。

第3章 補則

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和3年11月30日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	職務権限			
	会長	副会長	理事・事務局長	その他の理事
役割	◎代表理事として当法人を代表し、その業務を執行 ◎理事会を招集し、議長として主宰	◎副会長① 会長の事故時等の職務執行 ◎副会長② 副会長①事故時等の職務執行	◎左記内容を連絡調整	各地区を代表し、業務を執行 ※ 北海道1、東北2、関東2、東海北陸2、近畿2、中国四国2、九州2名選出
事業全体統括・指揮	法人全体の統括・指揮、方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の確認・決定(理事会開催前)	事務局業務執行の検証・監督、理事会对応、方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の検証	◎左記内容の事前案検討および連絡調整	
渉外	当法人の代表として行う	分担執行の代表として行う	日常業務での折衝及び左記以外で代理として必要な場合	
内部統制	重要事項を承認・監督し、統括する	分担執行の範囲内で ◎左記以外の承認・監督 ◎事務業務の監督・統括	会長、副会長の補佐 事務局の監督・統括	
対外的会合	当法人の代表として必要な場合	左記以外で代表として必要な場合	左記以外で代理が必要な場合	
事業全体統括・指揮				
事業計画・予算策定・予算執行	予算策定ならびに執行責任者	必要に応じ	予算案策定・統括	
事業報告・決算書類	事業報告・決算書類の確定	必要に応じ	書類案策定・統括	
理事会	主宰および報告	報告	事務局報告	
個別渉外				
対外的提言活動	統括主管	必要に応じ	必要時統括補佐	
他団体ネットワーク関連	当法人の代表として必要な場合	必要に応じ	必要時統括補佐	
内部統制・マネジメント				
機関誌編集委員会	必要に応じ		統括主管	委員任命者
地区別幹部研修会講師派遣等	統括主管		統括補佐	
日常業務				
稟議書決裁	統括主管		統括補佐	
経費支出決裁	統括主管		統括補佐	
外部書面契約に伴う支出	統括主管		統括補佐	
金融機関口座及び廃止	統括主管		統括補佐	
職員採用・任命	統括主管		統括補佐	
対外的公文書発信	統括主管(特に重要なもの)	必要に応じ(その他のもの)	統括補佐	
機関誌発行	統括主管(発行人)		統括補佐(編集人)	